

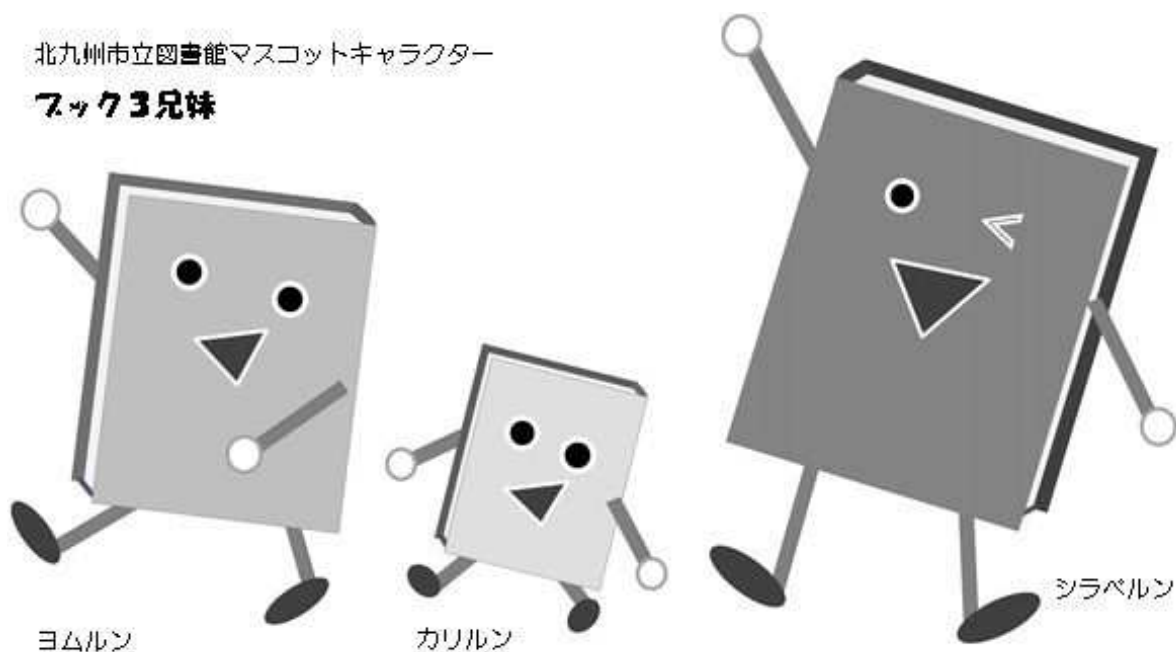


北九州市の図書館

令和6年度
(2024)

北九州市立図書館マスコットキャラクター

ブック3兄妹



北九州市立中央図書館

Kitakyushu Central Public Library



館外貸出し利用のご案内

北九州市立図書館で 図書カードを作れる人	北九州市、下関市、直方市、中間市、芦屋町、 水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、 宮若市、行橋市、豊前市、みやこ町、築上町、 吉富町、上毛町に居住、又は北九州市内に 通勤・通学する者
貸出冊数	1人10冊以内
貸出期間	2週間以内

目 次

	頁
I 図書館の概要	
1 沿革	2
2 機構	5
3 職員配置	6
4 施設の概要	7
5 各施設案内	8
6 その他の関連施設	13
7 図書館費の推移	15
8 北九州市立図書館協議会	17
9 北九州市子ども読書活動推進会議	17
II 事業報告	
II-A 図書館	
1 利用状況	
(1) 利用実績（令和5年度）	18
(2) 年度別の比較	21
(3) 主要指標年度別分析（令和元年度～令和5年度）	24
(4) 図書館別来館者数（令和5年度）	25
2 資料の収集	
(1) 分類別蔵書冊数（令和6年3月31日現在）	25
(2) ア 分類別受入・除籍冊数（令和5年度）	26
イ 新聞・雑誌受入数（令和5年度）	27
(3) 年度別受入・除籍蔵書冊数（令和元年度～令和5年度）	27
3 行 事	28
4 広域利用事業	
(1) 福岡県北東部地方拠点都市地域16市町利用統計（令和5年度）	30
(2) 下関市・北九州市利用統計	32
5 はじめての絵本事業	33
6 北九州市子ども電子図書館	33
II-B 視聴覚センター	
1 利用状況（令和5年度）	34
2 資料の収集	34
III 条例及び関係規則等	
○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例	35
○北九州市子ども読書活動推進条例	38
○北九州市立図書館規則	42
○北九州市立図書館管理要項	46
○北九州市立視聴覚センター管理規則	48
○北九州市立視聴覚センター管理要項	49
○図書館法	51

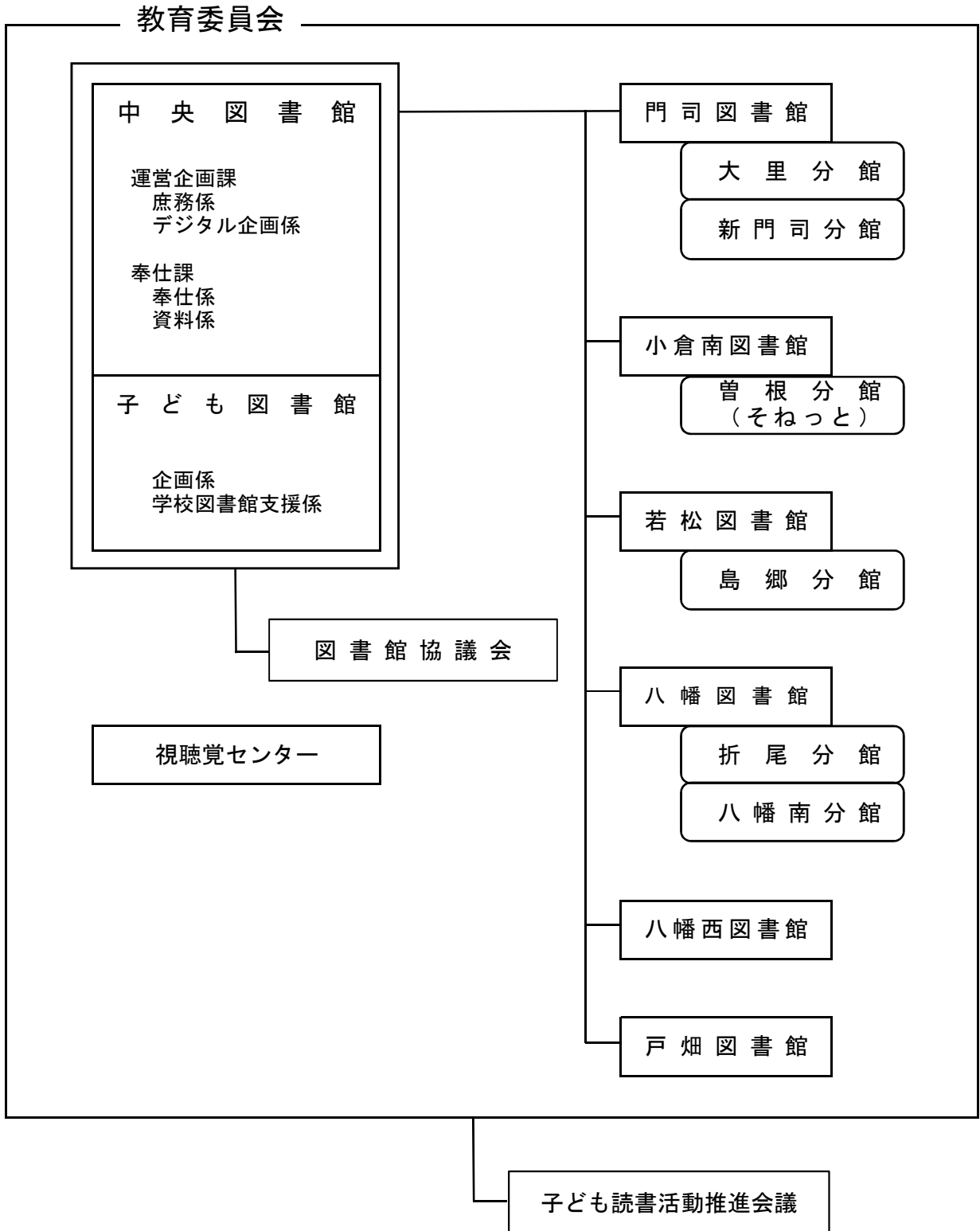
I 図書館の概要

1 沿革

年号年月	事項	備考
明治 21. 11	小倉高等小学校内に書籍蒐集所開設	明治30年解散
36. 11	若松地方簡易図書館開館	図書館令公布(明治32.11) 現若松図書館の前身
43. 4	小倉の教員の研究会事業として修養会図書館開館	旧小倉図書館の前身
43. 6	門司教育支会附属図書閲覧所開館 同年10月巡回文庫発足	現門司図書館の前身
大正		八幡製鉄所図書館開館(大正2.8) 福岡県立図書館開館(大正4.12)
8. 1	門司教育支会図書館と改称	
9. 9	八幡高等、尾倉および枝光尋常の3校に簡易図書館を開館	現八幡図書館の前身
10. 10	若松市立図書館、若松尋常小学校内に開館	
11. 10	小倉市立図書館、元陸軍偕行社跡に開館	
14. 7	戸畑市教育会、戸畑小学校内に通俗図書閲覧所を開設	現戸畑図書館の前身
昭和 4. 3	若松市立図書館、浜町一丁目に新築開館	
4. 5	門司教育支会図書館を廃止、門司市立図書館開館	
4. 8	八幡市立図書館、西丸山町二丁目に新築開館	
11. 8	小倉市立図書館、旧城内元旅団司令部「市記念館」に移転	図書館令改正(昭和8.7)
12. 1	戸畑市立図書館、市役所敷地内に新築開館	
20. 6	門司市立図書館、戦災で焼失、その後各所を移転	
27. 8	八幡市立図書館、自動車文庫発足	図書館法公布(昭和25.4)
30. 12	八幡市立図書館、八幡東区尾倉二丁目に新築開館	
33. 4	戸畑市立図書館、戸畑区浅生二丁目に新築開館 若松市立図書館、自動車文庫発足	
36. 3	小倉市立図書館、自動車文庫発足	
36. 5	小倉市立図書館、元陸軍造兵廠本部事務所を買収し、移転開館(10日)	中央図書館現在地
38. 2	北九州市発足に伴い、旧5館は北九州市立図書館として発足	五市合併(昭和38.2)
38. 11	若松図書館、若松区浜町二丁目に新築開館	
39. 1	門司図書館、門司区老松町に新築開館	
44. 1	門司図書館、自動車文庫発足	
48. 5	大里こどもと母のとしょかん(大里分館)開館	八幡製鉄所図書館廃止(昭和45.12)
49. 4	中央図書館開設準備室発足 小倉図書館医学分館開館	
50. 1	勝山こどもと母のとしょかん(勝山分館)開館	
50. 4	中央図書館、小倉北区内に新築開館、小倉図書館廃館	
50. 11	視聴覚センター開館	
51. 2	中央図書館、自動車文庫第2号発足	
51. 4	企救こどもと母のとしょかん(企救分館)開館	小倉南市民センター内
51. 5	大池こどもと母のとしょかん(大池分館)開館	八幡西市民センター内
51. 10	中央図書館、第17回建築業協会優良建築賞を受賞	
52. 3	八幡図書館、自動車文庫第2号発足	
54. 5	島郷こどもと母のとしょかん(島郷分館)開館	若松区島郷合同庁舎内
55. 4	中央図書館点字図書室、小倉北区大門の障害者福祉会館内に移転、 点字図書館として開館	
55. 5	戸畑こどもと母のとしょかん(戸畑分館)開館 八幡東こどもと母のとしょかん(八幡東分館)開館	八幡東区社会福祉センター内
58. 12	折尾こどもと母のとしょかん(折尾分館)開館	八幡西市民センター折尾分館内
61. 3	戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん開館	戸畑駅ビル内
63. 5	八幡南こどもと母のとしょかん(八幡南分館)開館	八幡西区八幡南出張所内
平成 元. 4	中央図書館および勝山分館電算化	

年号年月	事 項	備 考
2. 4	中央図書館、閉館時刻変更(土・日曜は除く)	18時から19時へ
5. 5	市制30周年記念事業「図書館フェスティバル」開催	8日～9日の2日間中央図書館で開催
5. 10	ひまわり文庫開設	
6. 3	自動車文庫用車両1台(八幡)廃車	
7. 3	国際友好記念図書館開館、あわせてオンライン化実施	門司港レトロ事業で建設された歴史的建造物を図書館として活用
	自動車文庫用車両2台(門司、若松)廃車	
7. 4	門司、若松、八幡、戸畑の各図書館とのオンライン化	
7. 10	開設20周年記念事業「図書館フェスタ」開催	
7. 12	自動車文庫(中央館)廃止	
8. 1	自動車文庫(八幡)廃止	
8. 4	分館(医学分館を除く)のオンライン化	
9. 4	視聴覚センターを中央図書館に編入	組織改正
10. 4	北九州情報ネットワークへの図書館のホームページ開設 北九州情報ひろば経由・インターネットで図書情報を公開	政令指定都市としては横浜市について2番目
10. 8	「曾根分館(そねっと)」新規開館	新築移転の曾根出張所内
10. 10	市制35周年記念事業「図書館フェスティバル'98」開催	
10. 12	「戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん」廃館	JR戸畑駅の移転による
11. 3	戸畑図書館に「児童室」を開設	旧「戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん」を吸収
11. 3	福岡県生涯学習ネットワークのホームページに図書情報の提供開始	
11. 7	医学分館廃館	
12. 4	若松図書館移転開館	若松A地区市街地再開発事業
14. 4	福岡県北東部地方拠点都市地域間で図書館等の広域利用を開始	
14. 5	赤ちゃんと絵本タイム(2歳児までの絵本リスト)配布事業実施	
14. 8	北九州市立大学との連携開始 中央、門司、若松、八幡、戸畑の各図書館で利用者用パソコン(インターネット用)設置	
14. 9	九州国際大学との連携開始	
14. 10	中央図書館で心身の障害のため図書館に来館することが困難な人に対し図書資料の郵送貸出開始	
14. 11	本市図書館協議会答申 「生涯学習拠点としての図書館のあり方について」	
14. 12	中央、門司、若松、八幡、戸畑の各図書館で図書館ボランティア受入開始	
15. 4	祝日開館開始 図書館全館にセルフコピー機設置 下関市と図書館等の広域利用を開始 国際友好記念図書館及び分館でも図書館ボランティア受入開始	
15. 10	ブックスタート事業開始	政令指定都市としては大阪市について2番目
16. 3	視聴覚センターホームページ開設	
16. 9	改修工事のため、中央図書館、勝山分館、視聴覚センター休館(9/1～12/6)	
17. 4	国際友好記念図書館、門司図書館、戸畑図書館、大里分館、戸畑分館に指定管理者制度導入	政令指定都市としては1番目
17. 11	改修工事のため、中央図書館、勝山分館、視聴覚センター休館(11/10～12/19)	
18. 3	図書館情報システム更新のため、中央、国際友好記念、門司、若松、八幡、戸畑図書館ならびに勝山、企救、曾根、大里、島郷、八幡東、大池、折尾、八幡南、戸畑分館休館(3/25～31)	

年号年月	事 項	備 考
18. 4	若松図書館、八幡図書館、島郷分館、八幡東分館、大池分館、折尾分館、八幡南分館に指定管理者制度導入	
	市立図書館全館オンライン化、OPAC 導入、ホームページ更新	
19. 4	中央図書館、勝山分館、視聴覚センターの窓口業務の委託化に伴い、閉館時刻を変更	勝山分館、企救分館、曾根分館について18時から19時へ
	企救、曾根分館の窓口および庁舎管理業務の委託化に伴い、閉館時刻を変更	
	門司図書館新門司分館開館	新門司地区複合公共施設内
19. 11	若松区島郷合同庁舎建て替えのため、島郷分館を若松区大字畠田に移転	
21. 3	本市図書館協議会が「これからの図書館のあり方について」を答申	
21. 7	若松区島郷合同庁舎完成	
	島郷分館を若松区鴨生田二丁目に移転・開館	
22. 8	返却フリー制度開始	
23. 7	大里分館を門司区高田二丁目に移転・開館	
23. 8	子ども司書養成講座開始	
24. 4	図書館情報システムの更新を行い、インターネット予約を開始	
24. 7	八幡西図書館を黒崎副都心「文化・交流拠点地区」内に開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	
25. 6	大池分館廃館	
26. 3	戸畑図書館を戸畑区新池一丁目に移転・開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	
26. 11	耐震改修工事のため、中央図書館、勝山分館、視聴覚センター休館(11/11～11/23)	
28. 3	新北九州市子ども読書プラン策定	
28. 4	八幡図書館を八幡東区尾倉二丁目に移転・開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	
28. 7	本市図書館協議会が「これからの図書館のあり方について」を答申	
28. 10	ブックスタート事業を見直し、はじめての絵本事業開始	
29. 8	勝山分館廃館	
29. 10	視聴覚センターを八幡西区相生町に移転・開館	
29. 7	図書返却ボックス設置(JR小倉駅、コムシティ(黒崎))	
30. 2	企救分館廃館	
30. 3	小倉南図書館を小倉南区若園四丁目に開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	曾根分館(そねっと)を中央図書館分館から小倉南図書館分館へ移管(30.4)
	国際友好記念図書館廃館	
	戸畑分館廃館	
30. 12	子ども図書館を小倉北区域内に開館	
31. 3	中央図書館で視聴覚資料の貸出開始	
	八幡東分館廃館	
令和 2. 2	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため市内全図書館臨時休館(2/28～5/31、6/3～6/23)	福岡県緊急事態宣言措置(令和2年 4/7～5/25)
	2. 4 折尾分館を八幡西区折尾一丁目に移転・開館	
	2. 6 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため開館時間短縮(6/24～令和3年 3/31)	閉館時間を1時間繰り上げ 福岡県緊急事態宣言措置(令和3年 1/14～2/28)
	3. 3 北九州市子ども読書プラン 第4次北九州市子ども読書活動推進計画を策定	
	3. 4 北九州市子ども電子図書館開設	
	3. 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため市内全図書館臨時休館(5/12～6/20)	福岡県緊急事態宣言措置(令和3年 5/12～6/20)
	4. 7 折尾分館を八幡西区堀川町に移転・開館	
	5. 9 図書館情報システムの更新	



3 職 員 配 置 (令和6年5月1日現在)

(1)全職員数

館名	職員数		運営形態	
		司書数		
中央図書館	48	26	直営 (窓口業務委託)	
子ども図書館 (兼務含む)	14	8	直営 (窓口業務委託)	
門司館	門司図書館	13	12	指定管理
	大里分館	6	6	指定管理
	新門司分館	4	4	指定管理
	計	23	22	
小倉南館	小倉南図書館	16	13	指定管理
	曾根分館 (そねっと)	5	5	指定管理
	計	21	18	

館名	職員数		運営形態	
		司書数		
若松館	若松図書館	14	12	指定管理
	島郷分館	4	4	指定管理
	計	18	16	
八幡館	八幡図書館	13	11	指定管理
	折尾分館	4	4	指定管理
	八幡南分館	4	4	指定管理
	計	21	19	
八幡西図書館	20	17	指定管理	
戸畑図書館	17	15	指定管理	
合計	182	141		

館名	職員数	運営形態
視聴覚センター (兼務含む)	3	直営

■窓口業務等委託■

図書館名	委託先企業
中 央	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
子 ども	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)

■指定管理業務■

図書館名	指定管理者企業
門 司	(株)図書館流通センター
小倉南	日本施設協会・図書館流通センター共同事業体
若 松	TRC・ACE共同事業体
八 幡	(株)図書館流通センター
八幡西	(株)黒崎コミュニティサービス
戸 畑	(株)日本施設協会

4 施設の概要

(1) 図書館

令和6年4月1日現在

館名	所在地 (電話)	建物構造階層	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	閲覧席数 (席)	蔵書数 (冊)	創設年月 (建設年月)
中央図書館	〒803-0813 小倉北区城内4-1 tel 571-1481 fax 571-1484	鉄筋コンクリート及び PCコンクリート造 地上2階・地下2階建	5,621	4,594	350	455,159	昭和50年4月 (")
子ども図書館	〒803-0813 小倉北区城内4-1 tel 571-0011 fax 571-0021	鉄筋コンクリート及び PCコンクリート造 地上2階・地下1階建	—	2,219	100	81,132	平成30年12月 昭和50年4月建設 平成30年12月改修
門司図書館	〒801-0864 門司区老松町3-3 tel 321-6515 fax 321-6516	鉄筋コンクリート造 3階建	368	979	60	133,541	明治43年6月 (昭和39年1月)
大里分館	〒800-0031 門司区高田二丁目2-18 (大里柳市民センター 2階) tel 371-4646 fax 371-4646	" 2階建 (2階部分)	—	585	48	50,887	昭和48年5月 (平成23年7月)
新門司分館	〒800-0118 門司区吉志新町二丁目1-1 (新門司地区複合公共施設1階) tel 481-1153 fax 481-1153	" 2階建 (1階部分)	—	480	177	42,301	平成19年3月 (")
小倉南図書館	〒802-0816 小倉南区若園四丁目1-60 tel 952-4511 fax 952-4512	鉄骨造 3階建	2,979	2,464	357	196,021	平成30年3月 (")
曾根分館 (そねっと)	〒800-0217 小倉南区下曾根四丁目22-1 (曾根出張所 2階) tel 475-0120 fax 475-0120	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階部分)	—	519	207	47,108	平成10年8月 (")
若松図書館	〒808-0034 若松区本町三丁目11-1 (ペイサイドプラザ若松3階) tel 761-2942 fax 761-2943	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上14階・地下1階建 (3階部分)	—	2,015	343	199,355	明治36年11月 (平成12年4月)
島郷分館	〒808-0105 若松区鴨生田二丁目1-1 (島郷合同庁舎 2階) tel 701-3991 fax 701-3991	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階部分)	—	490	49	41,494	昭和54年5月 (平成21年7月)
八幡図書館	〒805-0059 八幡東区尾倉二丁目6-1 tel 671-1123 fax 671-1128	" 3階建 (1階と2階の一部)	2,233	1,514	172	185,843	大正9年9月 (平成28年4月)
折尾分館	〒807-0861 八幡西区堀川町5-23 (オリオンテラス内) tel 601-1999 fax 601-1999	鉄骨造 1階建	676	384	36	32,662	昭和58年12月 (令和4年7月)
八幡南分館	〒807-1134 八幡西区茶屋の原一丁目6-1 (八幡南出張所 2階) tel 618-8441 fax 618-8441	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階部分)	—	298	40	30,517	昭和63年5月 (")
八幡西図書館	〒806-0034 八幡西区岸の浦二丁目2-1 tel 642-1186 fax 642-1187	鉄骨造 3階建	5,533	3,762	369	212,263	平成24年7月 (")
戸畑図書館	〒804-0082 戸畑区新池一丁目1-1 tel 871-3464 fax 871-3466	鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階建	4,760	2,889	225	168,339	大正14年7月 (平成26年3月)
合計			—	23,192	2,533	1,876,622	—

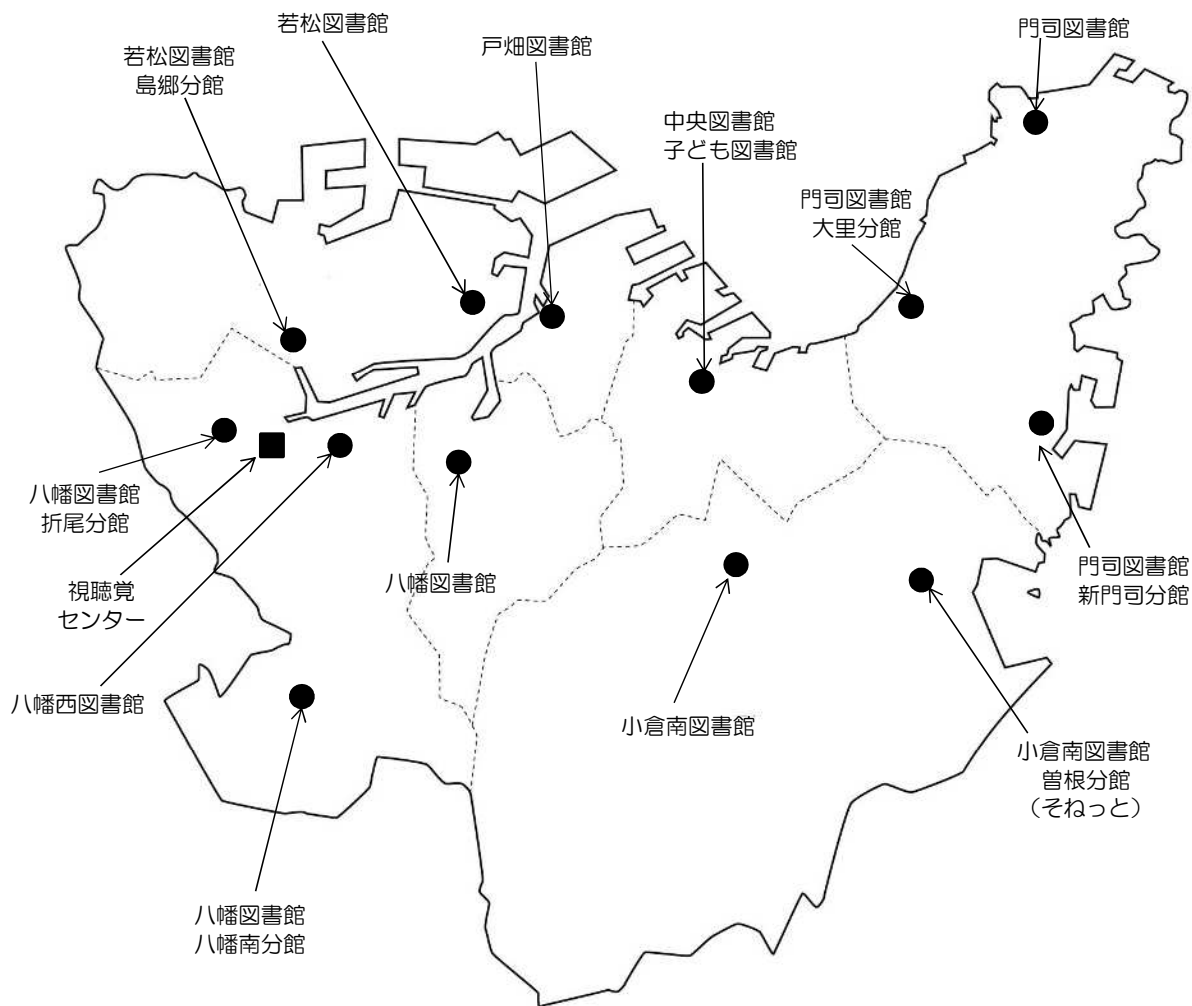
- * 中央図書館のCD・DVD 資料件数は、令和6年3月31日現在1,759タイトル。
- * 子ども図書館のCD・DVD 資料件数は、令和6年3月31日現在1,386タイトル。
- * 小倉南図書館のCD・DVD 資料件数は、令和6年3月31日現在3,543タイトル。
- * 八幡図書館のCD・DVD 資料件数は、令和6年3月31日現在3,505タイトル。
- * 八幡西図書館のCD・DVD 資料件数は、令和6年3月31日現在5,101タイトル。
- * 戸畑図書館のCD・DVD 資料件数は、令和6年3月31日現在3,663タイトル。

(2) 視聴覚センター

館名	所在地 (電話)	建物構造階層	建物延面積 (㎡)	創設年月 (建設年月)
視聴覚センター	〒806-0044 八幡西区相生町20-1(教育センター内) tel 644-3131 fax 644-3132	鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階建	90	昭和50年11月 (平成29年10月移転)

5 各施設案内

—北九州市立図書館の配置図—



北九州市立図書館の開館時間・休館日

開館時間

- ・火曜日～金曜日 9時30分～19時
- ・土・日曜日・休日 9時30分～18時

休館日

- ・月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)
- ・12月29日から翌年の1月3日までの間
- ・館内整理日
- ・臨時休館日(特別整理期間など)

北九州市立視聴覚センターの開館時間・休館日

開館時間

- ・月曜日～金曜日 9時～17時15分
(貸出は17時05分まで)

休館日

- ・土・日曜日・休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの間

■中央図書館

〒 803-0813 小倉北区城内 4-1
 TEL 093-571-1481
 FAX 093-571-1484

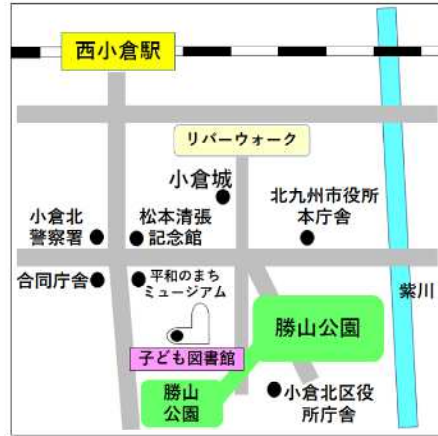
交通機関 JR 西小倉駅下車
 西鉄バス 北九州市役所前下車
 市立中央図書館・文学館前下車
 小倉北区役所前下車



■子ども図書館

〒 803-0813 小倉北区城内 4-1
 TEL 093-571-0011
 FAX 093-571-0021

交通機関 JR 西小倉駅下車
 西鉄バス 北九州市役所前下車
 市立中央図書館・文学館前下車
 小倉北区役所前下車



■門司図書館

〒 801-0864 門司区老松町 3-3
 TEL 093-321-6515
 FAX 093-321-6516

交通機関 JR 門司港駅下車
 西鉄バス 東門司一丁目下車



■門司図書館大里分館

〒 800-0031 門司区高田二丁目 2-18
 大里柳市民センター 2階
 TEL 093-371-4646
 FAX 093-371-4646

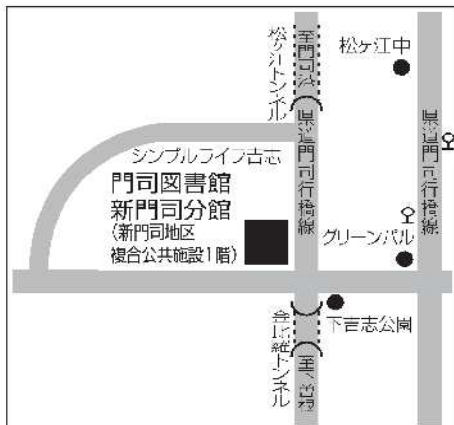
交通機関 JR 門司駅下車
 西鉄バス 門司体育館前下車



■門司図書館新門司分館

〒800-0118 門司区吉志新町二丁目 1-1
 新門司地区複合公共施設 1階
 TEL 093-481-1153
 FAX 093-481-1153

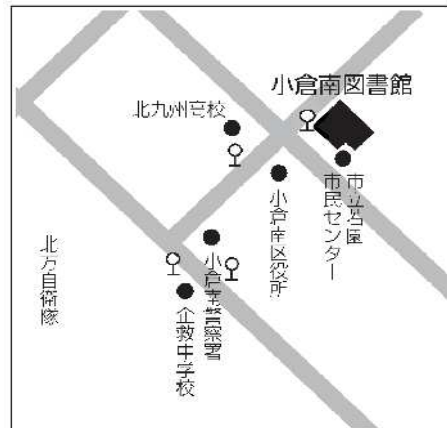
交通機関 西鉄バス 東部農協前下車



■小倉南図書館

〒802-0816 小倉南区若園四丁目 1-60
 TEL 093-952-4511
 FAX 093-952-4512

交通機関 西鉄バス 小倉南区役所前下車
 企救中学校前下車



■小倉南図書館曾根分館（そねっと）

〒800-0217 小倉南区下曾根四丁目 22-1
 曾根出張所 2階
 TEL 093-475-0120
 FAX 093-475-0120

交通機関 JR 下曾根駅下車
 西鉄バス 下曾根下車



■若松図書館

〒808-0034 若松区本町三丁目 11-1
 ベイサイドプラザ若松 3階
 TEL 093-761-2942
 FAX 093-761-2943

交通機関 JR 若松駅下車
 市営バス 本町三丁目下車
 若松図書館前下車



■若松図書館島郷分館

〒808-0105 若松区鴨生田二丁目 1-1
 島郷合同庁舎 2階
 TEL 093-701-3991
 FAX 093-701-3991

交通機関 市営バス 二島郵便局前下車



■八幡図書館

〒805-0059 八幡東区尾倉二丁目 6-1
 TEL 093-671-1123
 FAX 093-671-1128

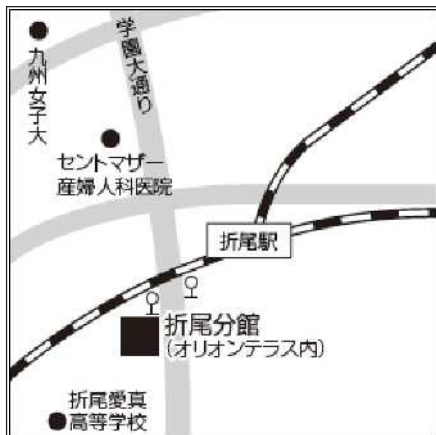
交通機関 JR 八幡駅下車
 西鉄バス 八幡駅入口第一下車
 市立八幡病院下車



■八幡図書館折尾分館

〒807-0861 八幡西区堀川町 5-2 3
 オリオンテラス内
 TEL 093-601-1999
 FAX 093-601-1999

交通機関 JR 折尾駅下車
 西鉄・市営バス 折尾駅下車



■八幡図書館八幡南分館

〒807-1134 八幡西区茶屋の原一丁目 6-1
 八幡南出張所 2階
 TEL 093-618-8441
 FAX 093-618-8441

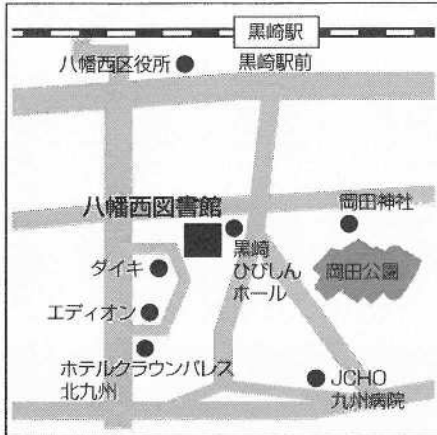
交通機関 西鉄バス 上茶屋の原下車



■八幡西図書館

〒 806-0034 八幡西区岸の浦二丁目 2-1
 TEL 093-642-1186
 FAX 093-642-1187

交通機関 JR 黒崎駅下車
 西鉄・市営バス 熊手四ツ角下車



■戸畑図書館

〒 804-0082 戸畑区新池一丁目 1-1
 TEL 093-871-3464
 FAX 093-871-3466

交通機関 JR 戸畑駅下車
 西鉄バス 戸畑区役所下車



■視聴覚センター

〒 806-0044 八幡西区相生町20-1
 教育センター内
 TEL 093-644-3131
 FAX 093-644-3132

交通機関 筑豊電鉄 穴生駅下車
 西鉄バス 相生町下車



6 その他の関連施設

●男女共同参画センター・ムーブ図書・情報室

北九州市立男女共同参画センター・ムーブの図書・情報室には、男女共同参画関連資料を中心に、約 56,500 冊の図書・行政資料の蔵書があります。その中には、専門性の高い資料や貴重な復刻本も数多く含まれています。研究に役立つ資料をはじめ、ジェンダー（社会的・文化的性別）をテーマにした小説・随筆や話題の新刊まで幅広く収集しています。

雑誌等も 58 タイトルをそろえています。

ムーブ図書・情報室では様々な形で男女共同参画に関する情報を提供しています。



■ 概況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

蔵書冊数	56,500冊
登録者数（新規）	96人
貸出者数	12,202人
貸出冊数	31,435冊

■ 利用案内

開室時間・・・火～土 9:30～19:00 日曜日 9:30～17:00

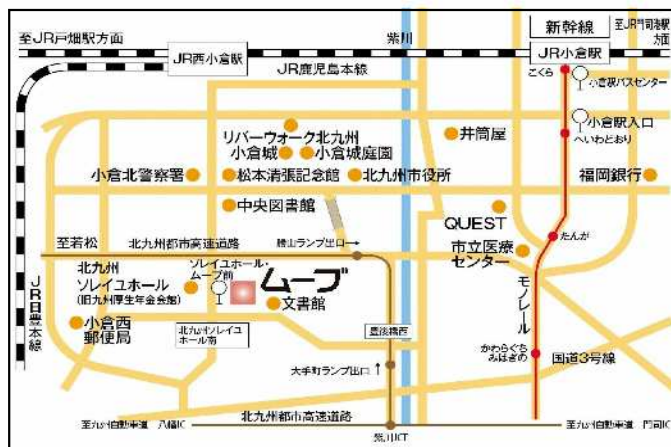
図書貸出冊数／期間・・・10冊／2週間

図書カード・・・北九州市立図書館共通カード

休室日・・・月曜日、祝日、

年末年始（12月29日～翌年1月3日）、

所内整理日（原則として各月最終木曜日及び第2木曜日[年4回]）



アクセス

●JR西小倉駅より、徒歩約15分

●西鉄バス「ソレイユホール・ムーブ前」下車

所在地 北九州市小倉北区大手町
11-4 ムーブ1階

電話 (093) 583-5082

ホームページ

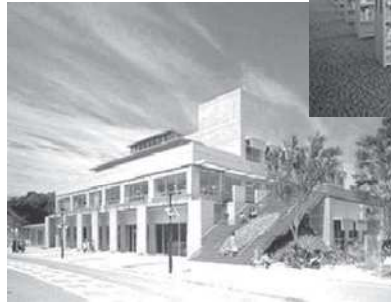
<https://www.kitakyu-move.jp/>

●北九州学術研究都市学術情報センター（一般図書室）

北九州学術研究都市学術情報センター図書室は、学術研究都市内大学の専門分野（主に理工学系）をメインとした資料を所蔵する「専門図書室」と、幅広い分野の児童・一般向け図書や雑誌を備えた「一般図書室」の二つの機能をもった図書室です。一般図書室は、どなたでも自由に入室ができます。また、自然科学分野や児童向けアニメなどのDVDも所蔵しており、専用ブースで視聴が可能です。

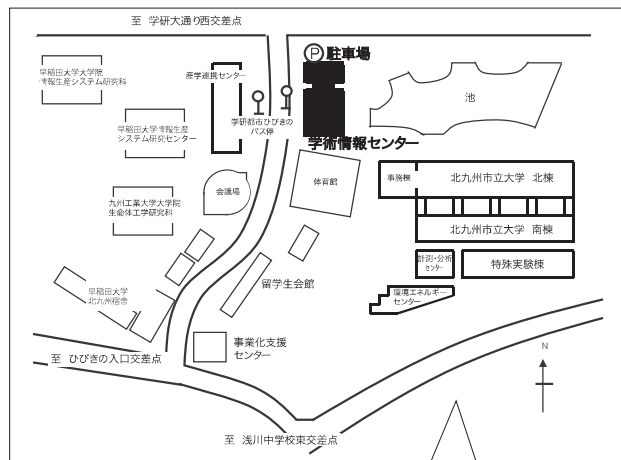
■概況（令和6年3月31日現在）

蔵書冊数	57,293冊
登録者数（新規）	707人
貸出者数	22,760人
貸出冊数	86,442冊



■利用案内

利用時間	9:00～20:00
貸出時間	月曜日～金曜日 9:30～19:00 土曜日、日曜日、休日 9:30～18:00



所在地 北九州市若松区ひびきの1-3
北九州市学術研究都市内
電話 (093) 695-3151
ホームページ media-lib.hibikino.ne.jp

【JR折尾駅から、バスで】
バス・行先：市営バス・学研都市ゆき
停留所：折尾駅→学研都市ひびきの

【JR黒崎駅から、バスで】
バス：市営バス/西鉄バス（共同運行）
行先：学研都市 方面
乗り場：黒崎バスセンター（8番のりば）

【都市高速道路から、車で】
都市高速を黒崎インターで降りて、
国道200号線（の上）を横切った先の、
『都市高速黒崎入口』交差点を右折、
県道11号を北上してください。

7 図書館費の推移

(1) 図書館費の推移（令和2年度～令和6年度 当初予算額）

単位：千円

事業名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
図書資料購入等			71,894	65,917	66,040
図書購入	74,960	66,828			
学術情報センター (一般室)図書購入	1,540	1,360			
施設維持管理	108,252	106,218	106,435	109,536	105,628
各種行事	680	684	557	415	
複写サービス	1,842	1,781	1,914	1,834	1,834
図書館改修整備	6,500	8,000	7,000	6,360	4,360
電算関係経費	41,913	41,408	48,923	42,780	44,330
窓口業務委託	69,142	68,563	68,563	68,563	75,500
はじめての絵本事業	14,588	12,855	11,493	10,832	5,504
子ども読書活動推進事業	3,115	2,765	2,655	2,399	2,672
学校図書館等支援事業	758	654	396	132	793
新・中央図書館照明設備改修事業					6,600
新・中央図書館長寿命化事業					4,300
「北九州市子ども読書プラン」 次期計画策定事業	4,000				
北九州市立図書館 基本計画策定等業務				3,000	
読書困難者支援サービス事業	500	485	262	242	
小倉南区図書館 整備推進事業	10,243	9,032			
子ども図書館整備事業	5,000	4,450			
折尾分館運営・移転事業	13,800	207,800	6,100	3,500	3,790
旧戸畑図書館・旧戸畑分館 解体事業	15,600				
指定管理者制度導入	397,956	397,956	397,957	401,909	403,960
図書館パリア フリー化事業	1,594	1,594	1,594	1,594	1,500
図書館施設改修事業	13,322	9,322	11,622	10,722	35,822
中央図書館施設改修事業			37,200		
黒崎副都心「文化・交流 拠点地区」整備事業	180,788	180,796	180,804	180,812	186,761
「本の通帳」(読書記録) システム整備事業	8,956	5,956	5,926	1,538	
土地取得特別会計繰出金 (教育門司港分)					1,865
子ども司書養成講座等	2,020	1,958	1,996	1,961	
その他	410	410	546	546	557
合計	977,479	1,130,875	963,837	914,592	951,816

(注) 図書購入費には、逐次刊行物購入・図書装備委託料を含む。

(2) 視聴覚センター費の推移 (令和2年度～令和6年度 当初予算額)

単位:千円

事業名 \ 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
視 聴 覚 セ ン タ ー	6,621	6,281	5,964	5,772	5,323

8 北九州市立図書館協議会

(1) 活動状況(令和5年度)

開催月日	会議名	議 題
5月24日	令和5年第2回 図書館協議会	①令和5年度北九州市立図書館の事業目標について ②これからの図書館のあり方について(諮問)
7月5日	令和5年第3回 図書館協議会	①「これからの図書館のあり方(答申)」の検討 ・具体的な方向性について(提案) ・市民アンケート項目(案)について(提案)
8月22日	令和5年第4回 図書館協議会	①令和5年度北九州市の図書館(図書館年報)について ②令和4年度北九州市立図書館の運営に関する評価について
2月7日	令和6年第1回 図書館協議会	①図書館視察及び「これからの図書館のあり方」に関するアンケートの結果について ②「これからの図書館のあり方」(答申)の素案について ③その他

(2) 委員名簿

令和6年7月1日現在

氏名	所属団体役職名	氏名	所属団体役職名
中尾 泰士	北九州市立大学前図書館長	山中 啓稔	公 募 委 員
本田 壽志	北九州市学校図書館協議会会長	宮本 和代	北九州市社会教育委員
上満 佳子	北九州市学校図書館協議会副会長	吉松 喜美子	北九州市婦人団体協議会監査
山口 秋義	九州国際大学図書館長	林 芳 江	北九州市障害福祉団体連絡協議会会長
石川 一仁	福岡県公立高等学校長協会北九州地区会長	八木 真恵	北九州児童文化連盟理事
末吉 智久美	北九州青年会議所理事	伊賀良 昌宏	北九州市保育所連盟副会長
福田 百合加	北九州市PTA協議会相談役	有田 裕子	北九州市私立幼稚園連盟理事
鈴木 研	公 募 委 員		

任 期 令和4年12月1日から令和6年11月30日まで

但し、新任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 北九州市子ども読書活動推進会議

(1) 活動状況(令和5年度)

開催月日	会議名	議 題
2月9日	第1回子ども読書 活動推進会議	①「北九州市子ども読書プラン(第4次北九州市子ども読書活動推進計画)」の取組状況 について ②子ども電子図書館の利用促進について

(2) 委員名簿

令和6年7月1日現在

氏名	所属団体役職名	氏名	所属団体役職名
山元 悦子	福岡教育大学教授	黒田 玲子	北九州市保育所連盟理事
矢崎 美香	九州女子大学准教授	久間 猛	北九州市PTA協議会副会長
河井 律子	元福岡県立図書館副館長	仲 紀子	読書ボランティア
本田 壽志	北九州市学校図書館協議会会長	尾場瀬 淳美	読書ボランティア
上満 佳子	北九州市学校図書館協議会副会長	内藤 稚代	若松中学校北九州市型学校運営協議会委員
小島 松美	北九州市立特別支援学校長会	山中 啓稔	北九州市立図書館協議会公募委員
福江 國孝	北九州市私立幼稚園連盟財務委員長	鶴田 弥生	公 募 委 員

任 期 令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

Ⅱ 事業報告
Ⅱ-A 図書館

(注) 門司館は、「大里・新門司」、小倉南館は、「曾根(そねっと)」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「折尾・八幡南」の各分館を含む。

1 利用状況

(1) 利用実績(令和5年度)

ア、登録者・貸出者・貸出冊数等

(ア) 図書館個人利用者

区分	開館 日数	登録者数			貸出者数				貸出冊数				来館者数	
		一般、学生	児童	計	一般、学生	児童	計	一日 平均	一般、学生	児童	計	一日 平均		
単位	日	人	人	人	人	人	人	人	冊	冊	冊	冊	人	
中央図書館	279	48,192	868	49,060	86,475	2,930	89,405	320	253,070	8,500	261,570	938	234,146	
子ども図書館	279	2,437	5,224	7,661	15,193	23,361	38,554	138	61,751	118,512	180,263	646	155,409	
門 司 館	門司図書館	287	6,876	778	7,654	24,877	3,379	28,256	98	90,887	18,707	109,594	382	79,460
	大里分館	287	7,505	1,024	8,529	36,489	5,102	41,591	145	129,794	27,366	157,160	548	75,661
	新門司分館	287	1,987	606	2,593	11,934	2,213	14,147	49	45,463	13,094	58,557	204	41,735
小 倉 南 館	小倉南図書館	287	19,060	3,308	22,368	109,741	26,516	136,257	475	446,423	152,817	599,240	2,088	272,274
	曾根分館 (そねっと)	287	9,717	928	10,645	30,578	4,609	35,187	123	116,410	26,737	143,147	499	74,686
若 松 館	若松図書館	287	12,424	887	13,311	37,419	5,542	42,961	150	137,581	35,634	173,215	604	107,211
	島郷分館	288	5,527	740	6,267	17,689	3,538	21,227	74	69,276	20,756	90,032	313	49,527
八 幡 館	八幡図書館	286	13,903	1,423	15,326	48,874	8,974	57,848	202	159,304	47,116	206,420	722	130,185
	折尾分館	287	5,620	361	5,981	18,030	1,653	19,683	69	51,585	8,801	60,386	210	81,653
	八幡南分館	287	5,778	761	6,539	19,071	2,829	21,900	76	76,558	17,425	93,983	327	48,808
八幡西図書館	287	24,046	4,141	28,187	109,492	17,765	127,257	443	388,713	90,575	479,288	1,670	305,894	
戸畑図書館	286	16,093	1,994	18,087	86,671	14,855	101,526	355	301,034	75,376	376,410	1,316	237,430	
合計	-	179,165	23,043	202,208	652,533	123,266	775,799	2,717	2,327,849	661,416	2,989,265	10,467	1,894,079	

(イ) 関連施設等個人利用者

区分	登録者数	貸出者数	貸出冊数
ひまわり文庫	-	19,345	40,418
関連図書施設	11,415	-	-

(注) 児童とは、中学生、小学生、幼児をいう。

※登録者数は令和6年3月31日現在

関連図書施設とは、ムーブ図書・情報室、北九州学術研究都市学術情報センターをいう。

中央図書館のCD・DVD資料貸出点数は6,557点。子ども図書館のCD・DVD資料貸出点数は5,898点。

小倉南図書館のCD・DVD資料貸出点数は15,258点。八幡図書館のCD・DVD資料貸出点数は10,541点。

八幡西図書館のCD・DVD資料貸出点数は11,630点。戸畑図書館のCD・DVD資料貸出点数は21,022点。

(ウ)貸出文庫

貸出文庫	区分	中央館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	戸畑館	計
		ひまわり文庫	文庫数	23	17	23	9	45
団体文庫	文庫数	18	14	14	14	14	21	95

(注)貸出文庫には、ひまわり文庫と、団体文庫があり、登録した施設へ配本している。

(エ)読書会

読書会	区分	中央館	子ども図書館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計	
	登録者数	成人	26	0	10	12	14	17	14	13	106
		こども	0	0	21	0	6	11	0	0	38
貸出冊数		204	0	418	135	249	361	157	107	1,631	

(オ)団体貸出

団体貸出	区分	中央館	子ども図書館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
	貸出冊数		326	2,767	2,745	8,574	9,067	7,173	6,788	4,191

イ、登録者居住地の行政区別(人口は令和6年4月1日現在)

区 別	登録者数(人)	人口(人)	登録率(%)
門 司	21,168	88,926	23.8
小 倉 北	38,371	179,005	21.4
小 倉 南	44,048	203,519	21.6
若 松	17,974	77,854	23.1
八 幡 東	15,812	62,083	25.5
八 幡 西	46,888	243,017	19.3
戸 畑	15,243	55,175	27.6
計	199,504	909,579	21.9

※市外居住者 6,118 人
 その他 8,001 人
 計 14,119 人
 登録者合計
 199,504+14,119=213,623人

ウ、相互貸借件数

(単位: 件)

区 分	中央図書館	子ども図書館	地区館	分 館	計
市内貸出	59,879	13,447	241,405	92,476	407,207
市内借受	52,636	16,852	211,189	116,089	396,766
市外貸出	2,231	0	1,167	252	3,650
市外借受	1,317	53	2,225	777	4,372

エ、レファレンス(相談事務)

区 分	中央図書館	子ども図書館	地区館	分 館	計
件 数	6,369	465	25,213	1,786	33,833

オ、図書資料複写サービス

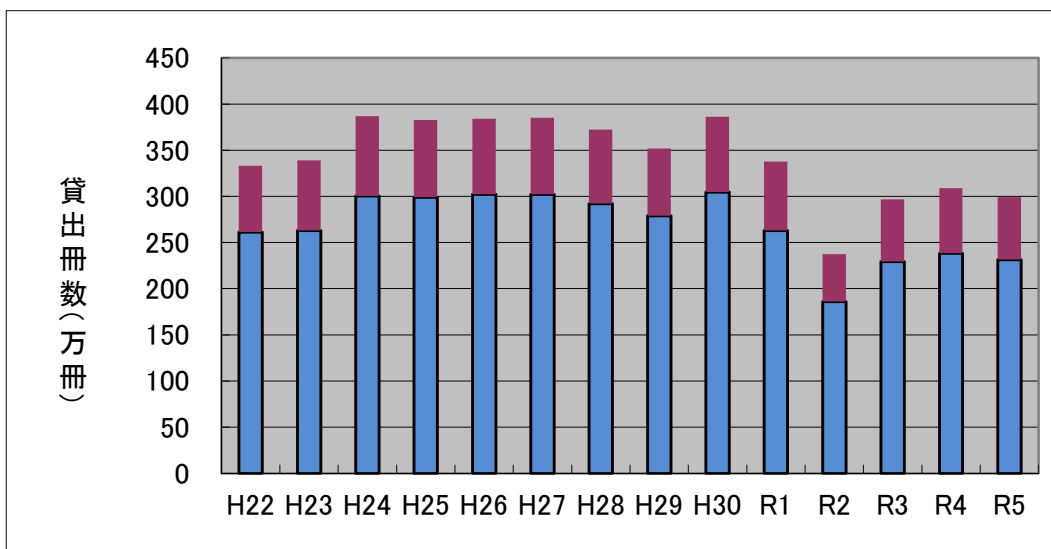
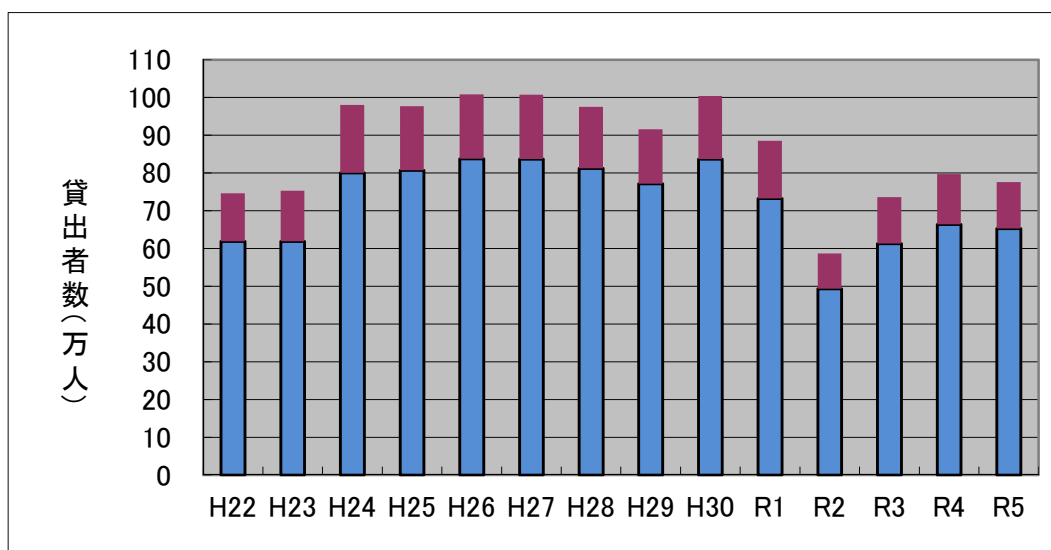
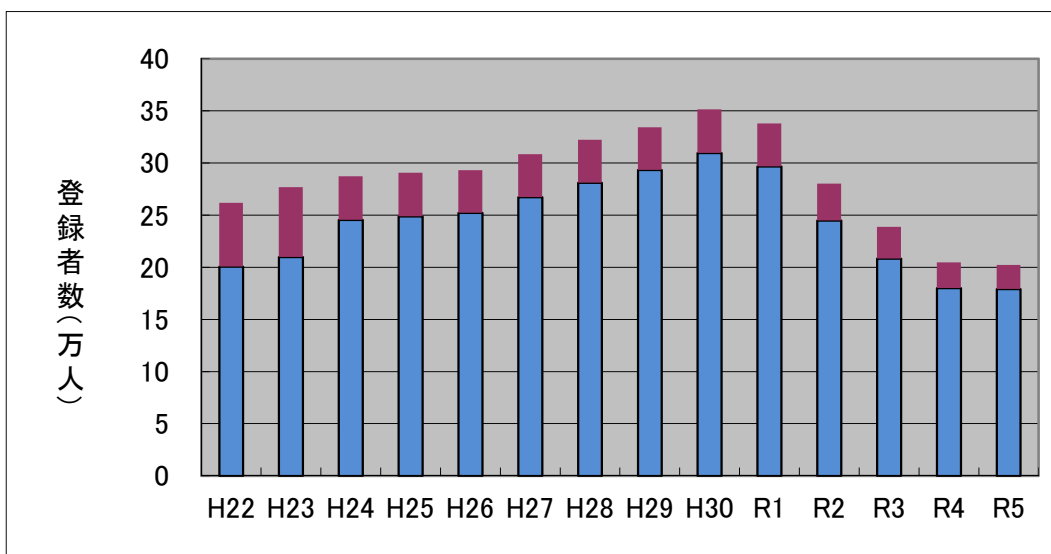
区 分	中央館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
複写件数	2,001	583	363	601	583	647	317	5,095
複写枚数	22,925	4,975	1,790	5,266	3,241	3,213	1,353	42,763

カ、ホームページ アクセス件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件 数	272,451	278,764	277,932	293,628	338,372	60,916	141,597	131,355	127,423	134,125	136,719	136,323

(2)年度別の比較
ア、個人貸出の利用状況の推移

■ 児童
■ 成人



イ、個人貸出

			中央 図書館	子ども 図書館	門司館			小倉南館		若松館		八幡館			八幡西 図書館	戸畑 図書館	関連 図書施設	計	
					門司 図書館	大里 分館	新門司 分館	小倉南 図書館	曾根分館 (そねっと)	若松 図書館	島郷 分館	八幡 図書館	折尾 分館	八幡南 分館					
R1	登録者数	本館	86,471	3,456	13,008	14,646	5,426	29,424	19,197	22,525	11,319	25,288	8,360	11,566	54,434	32,592	18,278	355,990	
	貸出者数	本館	104,680	40,911	36,184	43,728	18,243	149,985	37,566	50,637	27,859	64,227	14,626	22,976	158,114	115,066	—	—	884,802
		ひまわり	4,738	—	3,341	—	—	3,994	—	796	—	10,515	—	—	—	1,154	—	—	24,538
		計	109,418	40,911	39,525	43,728	18,243	153,979	37,566	51,433	27,859	74,742	14,626	22,976	158,114	116,220	—	—	909,340
	貸出冊数	本館	318,900	167,820	127,333	169,847	72,670	673,450	157,320	192,530	122,778	224,117	46,606	100,744	571,687	427,520	—	—	3,373,322
		ひまわり	9,092	—	7,470	—	—	8,890	—	1,925	—	20,853	—	—	—	2,378	—	—	50,608
計		327,992	167,820	134,803	169,847	72,670	682,340	157,320	194,455	122,778	244,970	46,606	100,744	571,687	429,898	—	—	3,423,930	
R2	登録者数	本館	70,249	4,541	10,700	12,030	4,228	27,521	15,270	18,513	9,187	21,024	6,750	9,129	43,275	27,588	15,118	295,123	
	貸出者数	本館	71,114	27,716	23,747	30,686	11,830	98,995	24,877	34,639	17,565	42,483	9,695	14,848	100,451	78,051	—	—	586,697
		ひまわり	4,832	—	3,294	—	—	3,401	—	1,041	—	9,608	—	—	—	1,463	—	—	23,639
		計	75,946	27,716	27,041	30,686	11,830	102,396	24,877	35,680	17,565	52,091	9,695	14,848	100,451	79,514	—	—	610,336
	貸出冊数	本館	225,240	129,092	88,672	125,122	49,222	475,160	106,724	145,205	80,247	159,727	28,212	65,640	387,713	306,423	—	—	2,372,399
		ひまわり	10,597	—	8,226	—	—	8,399	—	2,773	—	22,271	—	—	—	3,224	—	—	55,490
計		235,837	129,092	96,898	125,122	49,222	483,559	106,724	147,978	80,247	181,998	28,212	65,640	387,713	309,647	—	—	2,427,889	
R3	登録者数	本館	58,990	6,566	8,993	10,024	3,300	27,165	12,610	15,737	7,508	18,073	5,810	7,546	34,396	22,065	12,976	251,759	
	貸出者数	本館	89,369	38,009	30,026	37,859	14,842	124,607	31,908	40,758	21,022	53,674	12,090	19,878	126,830	95,095	—	—	735,967
		ひまわり	3,695	—	1,999	—	—	3,156	—	732	—	7,117	—	—	—	924	—	—	17,623
		計	93,064	38,009	32,025	37,859	14,842	127,763	31,908	41,490	21,022	60,791	12,090	19,878	126,830	96,019	—	—	753,590
	貸出冊数	本館	276,034	175,810	111,729	150,815	63,952	598,029	136,225	173,983	93,905	201,710	35,151	87,897	487,605	370,940	—	—	2,963,785
		ひまわり	8,170	—	5,065	—	—	7,415	—	1,799	—	15,396	—	—	—	2,019	—	—	39,864
計		284,204	175,810	116,794	150,815	63,952	605,444	136,225	175,782	93,905	217,106	35,151	87,897	487,605	372,959	—	—	3,003,649	

		中央 図書館	子ども 図書館	門司館			小倉南館		若松館		八幡館			八幡西 図書館	戸畑 図書館	関連 図書施設	計	
				門司 図書館	大里 分館	新門司 分館	小倉南 図書館	曾根分館 (そねっと)	若松 図書館	島郷 分館	八幡 図書館	折尾 分館	八幡南 分館					
R4	登録者数	本館	51,503	6,816	7,785	8,615	2,517	22,149	10,726	13,575	6,255	15,827	5,730	6,479	28,225	18,285	11,507	215,994
	貸出者数	本館	93,437	42,411	31,411	40,866	15,045	138,632	34,709	44,211	22,212	58,353	16,292	21,917	135,374	101,400	—	796,270
		ひまわり	4,285	—	1,763	—	—	3,568	—	856	—	8,340	—	—	—	959	—	19,771
		計	97,722	42,411	33,174	40,866	15,045	142,200	34,709	45,067	22,212	66,693	16,292	21,917	135,374	102,359	—	816,041
	貸出冊数	本館	273,985	193,501	114,019	158,247	63,078	620,656	144,004	178,627	95,597	213,844	51,347	94,732	501,421	384,371	—	3,087,429
		ひまわり	9,160	—	4,206	—	—	7,649	—	1,910	—	17,485	—	—	—	2,045	—	42,455
計		283,145	193,501	118,225	158,247	63,078	628,305	144,004	180,537	95,597	231,329	51,347	94,732	501,421	386,416	—	3,129,884	
R5	登録者数	本館	49,060	7,661	7,654	8,529	2,593	22,368	10,645	13,311	6,267	15,326	5,981	6,539	28,187	18,087	11,415	213,623
	貸出者数	本館	89,405	38,554	28,256	41,591	14,147	136,257	35,187	42,961	21,227	57,848	19,683	21,900	127,257	101,526	—	775,799
		ひまわり	4,246	—	1,922	—	—	3,391	—	825	—	7,847	—	—	—	1,115	—	19,346
		計	93,651	38,554	30,178	41,591	14,147	139,648	35,187	43,786	21,227	65,695	19,683	21,900	127,257	102,641	—	795,145
	貸出冊数	本館	261,570	180,263	109,594	157,160	58,557	599,240	143,147	173,215	90,032	206,420	60,386	93,983	479,288	376,410	—	2,989,265
		ひまわり	8,920	—	4,366	—	—	6,922	—	1,797	—	16,044	—	—	—	2,369	—	40,418
計		270,490	180,263	113,960	157,160	58,557	606,162	143,147	175,012	90,032	222,464	60,386	93,983	479,288	378,779	—	3,029,683	

(注) 関連図書施設とは、ムーブ図書・情報室、北九州学術研究都市学術情報センターをいう。

中央図書館のCD・DVD資料貸出点数は6,557点。子ども図書館のCD・DVD資料貸出点数は5,898点。

小倉南図書館のCD・DVD資料貸出点数は15,258点。八幡図書館のCD・DVD資料貸出点数は10,541点。

八幡西図書館のCD・DVD資料貸出点数は11,630点。戸畑図書館のCD・DVD資料貸出点数は21,022点。

八幡西図書館は、平成24年7月から開設。 小倉南図書館は、平成30年3月30日開設。

子ども図書館は、平成30年12月22日開設。

ウ、団体貸出冊数（読書会を含む）

（単位：冊）

年度	中央館	子ども図書館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
R1	1,023	215	8,524	4,794	9,932	9,127	8,705	4,838	47,158
R2	464	1,052	8,657	5,265	10,697	8,826	10,138	4,224	49,323
R3	328	1,210	5,539	3,554	9,447	1,841	4,803	2,520	29,242
R4	448	1,354	2,241	6,225	9,426	3,745	5,279	2,577	31,295
R5	530	2,767	3,163	8,709	9,316	7,534	6,945	4,298	43,262

(3)主要指標年度別分析（令和元年度～令和5年度）

ア、個人貸出

指標	単位	年度	小倉北・南区	門司区	若松区	八幡東・西区	戸畑区	北九州市
登録率 登録者数/管内人口 × 100	%	R1	34.10	37.55	42.03	36.31	47.27	36.67
		R2	28.73	31.33	34.87	29.63	39.73	30.49
		R3	25.66	26.72	29.80	24.85	32.43	26.26
		R4	22.16	23.26	25.55	21.52	27.52	22.67
		R5	21.55	23.80	23.09	20.55	27.63	21.93
市民1人当たりの 貸出冊数 貸出冊数/管内人口	冊	R1	3.38	3.93	3.94	3.00	7.53	3.61
		R2	2.40	2.83	2.82	2.05	5.38	2.54
		R3	3.06	3.56	3.39	2.62	6.57	3.20
		R4	3.20	3.71	3.49	2.80	6.90	3.36
		R5	3.10	3.66	3.38	2.75	6.82	3.29
登録者1人当たりの 貸出冊数 貸出冊数/登録者数	冊	R1	9.91	10.47	9.37	8.26	15.93	9.84
		R2	8.34	9.03	8.08	6.90	13.54	8.33
		R3	11.92	13.34	11.39	10.54	20.26	12.20
		R4	14.44	15.96	13.65	13.01	25.08	14.84
		R5	14.37	15.37	14.65	13.40	24.69	14.98
蔵書回転率 貸出冊数/所蔵冊数	回	R1	1.70	1.40	1.33	2.08	2.53	1.78
		R2	1.22	1.07	0.95	1.40	1.82	1.26
		R3	1.52	1.37	1.12	1.77	2.20	1.57
		R4	1.57	1.45	1.14	1.86	2.28	1.64
		R5	1.52	1.43	1.09	1.82	2.24	1.59

イ、市民1人当たりの図書費

（単位：円）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
$\frac{\text{図書費}}{\text{市内人口}}$	80.13	71.54	77.72	78.36	72.47

（注）市内人口は各年度の翌年度4月1日現在の推定人口。

(4) 図書館別来館者数(令和5年度)

(単位:人)

館名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中央図書館		22,168	21,430	19,636	21,404	21,286	16,603	20,200	21,666	17,025	18,473	19,162	15,093	234,146
子ども図書館		14,776	12,693	12,005	15,716	16,096	11,664	14,627	14,214	10,742	11,397	12,141	9,338	155,409
門司館	門司図書館	6,837	6,309	5,602	6,662	6,508	5,348	7,263	7,052	6,441	7,248	6,787	7,403	79,460
	大里分館	6,290	5,659	5,110	7,174	8,168	5,587	6,363	6,638	5,541	5,550	6,594	6,987	75,661
	新門司分館	3,408	3,215	3,600	3,556	4,274	2,704	3,741	3,542	3,192	2,924	4,000	3,579	41,735
小倉南館	小倉南図書館	24,481	18,025	22,638	25,210	27,211	19,025	23,971	23,154	19,680	20,318	22,790	25,771	272,274
	曾根分館(そねつと)	5,891	6,371	5,295	7,016	7,626	5,943	6,208	7,172	5,165	5,654	6,296	6,049	74,686
若松館	若松図書館	8,898	8,237	8,804	10,420	10,144	7,909	9,443	9,583	7,676	8,296	7,711	10,090	107,211
	島郷分館	4,368	4,209	4,393	4,969	5,624	2,737	4,144	3,882	3,248	3,568	4,180	4,205	49,527
八幡館	八幡図書館	11,013	9,959	11,247	12,477	12,904	9,797	9,690	11,036	9,484	9,997	10,852	11,729	130,185
	折尾分館	5,919	6,130	5,907	7,252	6,763	5,950	6,869	8,241	6,070	6,598	8,366	7,588	81,653
	八幡南分館	4,874	3,950	4,380	6,293	5,827	3,411	4,236	3,714	2,905	3,061	2,902	3,255	48,808
八幡西図書館		26,081	28,338	27,222	28,730	29,152	21,124	25,653	25,933	17,158	22,377	26,968	27,158	305,894
戸畑図書館		21,385	18,977	19,597	20,972	22,269	17,044	20,528	17,327	17,380	17,946	20,367	23,638	237,430
合計		166,389	153,502	155,436	177,851	183,852	134,846	162,936	163,154	131,707	143,407	159,116	161,883	1,894,079

2 資料の収集

(1) 分類別蔵書冊数(令和6年3月31日現在)

(単位:冊)

区分	中央館	子ども図書館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
0 総記	22,023	1,329	4,717	3,827	5,029	5,719	4,546	4,539	51,729
1 哲学	20,078	212	5,042	6,706	6,059	6,050	7,486	5,296	56,929
2 歴史	49,352	348	12,241	13,860	15,503	14,282	14,390	11,949	131,925
3 社会	72,297	1,471	13,100	19,854	20,161	14,888	24,536	12,918	179,225
4 自然	23,095	807	6,712	10,010	10,001	8,982	13,185	6,368	79,160
5 技術	28,042	1,199	10,255	12,284	14,045	14,395	18,134	10,340	108,694
6 産業	13,972	102	3,532	4,701	4,862	3,933	8,270	3,082	42,454
7 芸術	30,131	6,424	10,589	14,850	16,517	13,483	13,550	10,454	115,998
8 言語	7,945	411	1,940	3,031	2,830	2,160	3,797	1,829	23,943
9 文学	111,608	4,321	70,052	66,442	68,370	71,296	52,339	46,585	491,013
K 郷土資料	59,007	540	13,732	4,980	13,596	18,453	6,933	11,070	128,311
児童書	11,631	63,819	73,995	82,141	63,067	74,758	44,727	43,388	457,526
その他	5,978	149	822	443	809	623	370	521	9,715
合計	455,159	81,132	226,729	243,129	240,849	249,022	212,263	168,339	1,876,622

(2)ア、分類別受入・除籍冊数(令和5年度)

(単位:冊)

区 分		中央館	子ども図書館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計	
受 入	分 類 別	0 総記	190	30	69	42	41	73	614	29	1,088
		1 哲学	248	4	86	98	63	96	63	43	701
		2 歴史	336	9	203	229	154	221	163	126	1,441
		3 社会	729	36	215	253	194	298	219	138	2,082
		4 自然	360	19	205	172	165	233	2,278	130	3,562
		5 技術	417	19	249	206	152	315	918	189	2,465
		6 産業	169	5	65	70	59	84	401	40	893
		7 芸術	309	36	170	211	187	347	642	156	2,058
		8 言語	71	4	32	17	40	30	28	25	247
		9 文学	2,190	68	1,841	1,850	944	1,756	1,685	1,123	11,457
		K 郷土資料	682	36	355	339	340	493	325	314	2,884
		児童書	173	2,604	1,329	1,290	1,104	1,338	619	615	9,072
	その他	2	0	7	52	45	5	0	0	111	
	計	5,876	2,870	4,826	4,829	3,488	5,289	7,955	2,928	38,061	
	種 類 別	購入	4,512	1,158	3,753	3,398	2,645	4,111	1,933	2,147	23,657
寄贈		1,173	202	1,024	839	738	1,089	832	685	6,582	
その他		191	1,510	49	592	105	89	5,190	96	7,822	
計		5,876	2,870	4,826	4,829	3,488	5,289	7,955	2,928	38,061	
除 籍	廃棄他	12,253	556	9,694	3,954	3,136	8,149	6,295	3,023	47,060	
	管理換	27	200	0	0	0	52	0	0	279	
	計	12,280	756	9,694	3,954	3,136	8,201	6,295	3,023	47,339	

イ、新聞・雑誌受入数(令和5年度)

(単位:タイトル数)

区分	中央館	子ども図書館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
新聞	13	4	11	8	8	10	12	6	72
雑誌	221	14	92	68	54	78	136	38	701

(注) タイトル数は各館が同一の新聞・雑誌を受入れている場合があり、種類の数を示すものではない。

(3) 年度別受入・除籍蔵書冊数(令和元年度～令和5年度)

(単位:冊)

年度	区分	中央館	子ども図書館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
R1	受入	12,481	17,419	6,485	6,487	5,583	11,875	3,418	4,605	68,353
	除籍	13,475	1	8,557	34,537	5,803	48,654	202	5,781	117,010
	蔵書	460,271	76,687	264,332	238,539	237,231	253,057	200,852	168,777	1,899,746
R2	受入	8,817	6,415	6,667	9,582	6,419	7,539	8,379	8,954	62,772
	除籍	13,683	5,876	24,902	10,675	5,886	8,050	4,805	8,939	82,816
	蔵書	455,405	77,226	246,097	237,446	237,764	252,546	204,426	168,792	1,879,702
R3	受入	6,734	1,478	5,901	5,711	4,741	6,671	3,386	3,901	38,523
	除籍	2,983	813	13,189	2,180	2,931	7,816	220	4,224	34,356
	蔵書	459,156	77,891	238,809	240,977	239,574	251,401	207,592	168,469	1,883,869
R4	受入	6,611	1,610	5,550	4,838	3,941	5,633	3,226	3,498	34,907
	除籍	4,204	483	12,762	3,561	3,018	5,100	215	3,533	32,876
	蔵書	461,563	79,018	231,597	242,254	240,497	251,934	210,603	168,434	1,885,900
R5	受入	5,876	2,870	4,826	4,829	3,488	5,289	7,955	2,928	38,061
	除籍	12,280	756	9,694	3,954	3,136	8,201	6,295	3,023	47,339
	蔵書	455,159	81,132	226,729	243,129	240,849	249,022	212,263	168,339	1,876,622

3 行 事(令和5年度)

館 名	行 事													
	講 演 会		講 座		読 書 会		読 み 聞 かせ ・ お は な し 会		映 画 会		図 書 リ サ イ ク ル		そ の 他 の 行 事	
	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数
中央図書館	9	544	2	27	18	179	-	-	1	12	1	377	3	143
子ども図書館	-	-	16	370	-	-	51	628	-	-	-	-	1	1,423
門司図書館	1	20	16	209	23	100	34	199	22	328	2	-	33	1,863
大里分館	-	-	-	-	22	142	27	251	-	-	6	-	2	67
新門司分館	-	-	18	154	-	-	46	544	-	-	25	-	2	28
小倉南図書館	2	57	8	220	12	83	62	860	14	207	1	326	16	143
曽根分館(そねっと)	1	18	-	-	-	-	43	280	12	116	24	796	-	-
若松図書館	3	120	102	1,556	37	177	68	884	40	445	1	241	85	1,083
島郷分館	-	-	6	98	35	103	9	53	8	51	1	217	24	762
八幡図書館	3	103	61	760	24	153	81	1,044	3	17	15	-	20	527
折尾分館	-	-	5	61	-	-	50	1,146	-	-	12	-	26	867
八幡南分館	-	-	2	18	20	92	69	688	1	10	12	-	25	1,171
八幡西図書館	1	18	17	271	12	98	99	1,209	3	42	3	390	12	2,590
戸畑図書館	5	136	47	489	12	150	99	1,209	5	93	1	107	100	2,054

館名	展示	見学等				養成講座					
		職場体験学習		視察・見学		図書館ボランティア		読み聞かせボランティア		子ども司書	
	回数又は実施日	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数
中央図書館	39	1	3	10	185	2	27				
子ども図書館	38	1	3	49	2,557			11	170	5	200
門司図書館	135	-	-	6	173						
大里分館	34	-	-	7	420						
新門司分館	108	-	-	3	128						
小倉南図書館	178	10	31	20	449						
曾根分館(そねっと)	21	12	4	4	203						
若松図書館	83	-	-	6	249						
島郷分館	11	5	1	4	125						
八幡図書館	98	20	25	42	505						
折尾分館	44	3	7	6	247						
八幡南分館	52	-	-	59	2,065						
八幡西図書館	99	1	6	36	1,754						
戸畑図書館	99	1	4	25	834						

※養成講座は行事(講座)の再掲。

4 広域利用事業

(1)福岡県北東部地方拠点都市地域16市町利用統計(令和5年度)

中間市市民が直方市の図書館を利用した数値

図書館等		利用者	直方市	中間市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	小竹町	鞍手町
直方市	登録者数			3	0	0	0	1	8	17
	貸出冊数			458	5	0	39	7	2,733	5,761
	貸出利用者数			153	2	0	12	7	706	1,401
中間市	登録者数	3			1	2	0	5	0	6
	貸出冊数	725			11	1,564	86	138	4	413
	貸出利用者数	139			6	363	24	57	1	144
芦屋町	登録者数	0	1			6	8	1	0	0
	貸出冊数	52	338			1,100	2,596	933	0	49
	貸出利用者数	3	71			269	446	163	0	15
水巻町	登録者数	4	44	27			28	22	0	3
	貸出冊数	396	7,522	3,180			3,014	2,774	0	599
	貸出利用者数	64	1,568	854			707	678	0	125
岡垣町	登録者数	0	9	9	7			29	0	2
	貸出冊数	115	158	373	272			1,798	0	570
	貸出利用者数	29	45	117	132			624	0	105
遠賀町	登録者数	6	9	17	27	71			0	17
	貸出冊数	557	4,502	3,413	5,012	12,938			0	6,109
	貸出利用者数	50	448	394	499	1,181			0	621
小竹町	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	登録者数	5	2	0	0	1	1	0	0	0
	貸出冊数	129	102	114	4	3	80	0	0	0
	貸出利用者数	49	29	29	1	1	12	0	0	0
宮若市	登録者数	270	12	0	6	1	3	112	122	
	貸出冊数	13,021	158	0	56	6	69	4,487	4,688	
	貸出利用者数	2,630	90	0	17	2	20	1,138	1,039	
行橋市	登録者数	2	0	0	1	0	1	0	0	0
	貸出冊数	310	0	0	0	20	9	0	0	0
	貸出利用者数	98	0	0	0	14	1	0	0	0
豊前市	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	50	42	0	0	6	0	0	0	0
	貸出利用者数	5	12	0	0	1	0	0	0	0
みやこ町	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	216	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	11	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	登録者数	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	47	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	7	0	0	0	0	0	0	0	0
吉富町	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	登録者数	37	95	13	44	42	21	2	7	
	貸出冊数	2,697	5,121	855	2,309	1,281	1,298	11	282	
	貸出利用者数	832	1,764	241	897	579	574	4	84	
合計	登録者数	330	175	67	93	151	84	122	174	
	貸出冊数	18,315	18,401	7,951	10,317	19,989	7,106	7,235	18,471	
	貸出利用者数	3,917	4,180	1,643	2,178	2,967	2,136	1,849	3,534	

宮若市	行橋市	豊前市	みやこ町	築上町	吉富町	上毛町	北九州市	合 計	図書館等
12	0	0	0	1	0	0	82	124	
2,332	0	0	0	5	0	0	14,135	25,475	直方市
713	0	0	0	1	0	0	3,813	6,808	
1	0	0	0	0	0	0	182	200	中間市
33	0	0	0	0	0	0	38,696	41,670	
8	0	0	0	0	0	0	8,566	9,308	
0	0	0	0	0	0	0	31	47	芦屋町
0	0	0	0	0	0	0	8,278	13,346	
0	0	0	0	0	0	0	1,382	2,349	
2	0	0	0	0	0	0	597	727	水巻町
14	0	0	0	0	0	0	144,113	161,612	
5	0	0	0	0	0	0	27,065	31,066	
1	0	0	0	0	0	0	47	104	岡垣町
1	0	0	0	0	0	0	3,939	7,226	
1	0	0	0	0	0	0	1,112	2,165	
0	0	0	0	0	0	0	71	218	遠賀町
6	0	0	0	0	0	0	15,059	47,596	
3	0	0	0	0	0	0	1,488	4,684	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	小竹町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	0	0	0	0	0	0	3	16	鞍手町
25	0	0	0	0	0	0	140	597	
19	0	0	0	0	0	0	38	178	
	1	0	0	0	0	0	22	549	宮若市
	95	0	0	0	0	0	1,475	24,055	
	9	0	0	0	0	0	372	5,317	
1		27	104	108	1	3	122	370	行橋市
223		1,504	12,930	11,456	318	48	13,064	39,882	
56		604	4,620	3,715	173	14	4,839	14,134	
0	10		0	13	12	6	1	42	豊前市
0	279		9	1,984	1,399	1,154	23	4,946	
0	78		6	407	488	279	7	1,283	
0	118	3		21	0	1	9	152	みやこ町
25	23,070	207		3,743	0	356	1,747	29,364	
6	5,601	41		855	0	29	377	6,920	
0	6	3	2		0	2	1	17	築上町
0	1,556	688	413		141	126	232	3,203	
0	347	141	102		17	25	59	698	
0	0	167	0	0		135	0	302	吉富町
0	0	552	0	0		517	0	1,069	
0	0	144	0	0		141	0	285	
0	0	2	0	32	2		0	36	上毛町
0	37	1,869	0	968	433		0	3,307	
0	11	465	0	278	105		0	859	
6	16	4	4	2	2	1		296	北九州市
386	1,174	88	9	124	21	6		15,662	
217	556	35	6	84	14	2		5,889	
27	151	206	110	177	17	148	1,168	3,200	合 計
3,045	26,211	4,908	13,361	18,280	2,312	2,207	240,901	419,010	
1,028	6,602	1,430	4,734	5,340	797	490	49,118	91,943	

(2) 下関市・北九州市利用統計

令和5年度

図書館等		利用者	下関市	北九州市	合計
下関市	登録者数			44	44
	貸出冊数			3,451	3,451
	貸出利用者数			1,174	1,174
北九州市	登録者数	58			58
	貸出冊数	6,600			6,600
	貸出利用者数	2,281			2,281
合計	登録者数	58	44		102
	貸出冊数	6,600	3,451		10,051
	貸出利用者数	2,281	1,174		3,455

令和4年度

図書館等		利用者	下関市	北九州市	合計
下関市	登録者数			45	45
	貸出冊数			3,044	3,044
	貸出利用者数			982	982
北九州市	登録者数	69			69
	貸出冊数	8,258			8,258
	貸出利用者数	2,730			2,730
合計	登録者数	69	45		114
	貸出冊数	8,258	3,044		11,302
	貸出利用者数	2,730	982		3,712

5 はじめての絵本事業

(1) 目的

早い時期から子どもの読書に関心を持ってもらえるよう、赤ちゃんに絵本を通して語りかけ、親子でゆったりとしたひとときを過ごしてもらうことを目的とする。

(2) 実施時期

平成28年10月から開始

(3) 実施方法

「絵本パック」(絵本1冊、絵本リスト等)を無料で配布する。

(4) 令和5年度実施状況

配布対象者	配布数	配布率
6,863	6,824	99.4%

※ブックスタート事業

本事業は平成15年10月にスタートし、平成28年10月に「はじめての絵本事業」に移行したが、移行以前にブックスタート事業の案内はがき(兼引換券)を配布された方に対し、案内はがき(兼引換券)と引き換えに「絵本パック」を引き続き図書館等で無料配布している。

6 北九州市子ども電子図書館

(1) 概要

コロナ禍の読書や学習機会の確保、1人1台タブレット端末の活用などを目的に、令和3年4月、子ども向け電子書籍の貸出サービス(北九州市子ども電子図書館)を開始(開設)した。

(2) 令和5年度の状況

登録者数	蔵書数	貸出回数
91,559	2,215	5,694

(3) 子ども電子図書館HP

<https://www.d-library.jp/kitakyushu/g0101/top/>



II-B 視聴覚センター

1 利用状況(令和5年度)

ア 団体貸出用教材利用数

	16ミリ	ビデオ	CD・ 録音テープ	DVD	影絵 その他	計	比率%
学校教育	5	61	0	424	7	497	33.7
社会教育	34	35	0	887	21	977	66.3
計	39	96	0	1,311	28	1,474	100.0

イ 団体貸出用機材利用数

機 材 名	計(台)	機 材 名	計(台)
16ミリ映写機	14	プロジェクター	309
スライド映写機	0	スクリーン	90
OHP	15	音響装置(ワイヤレスアンプ他)	56
教材提示装置	19	その他	49
ビデオデッキ	52		
DVDプレーヤー	18	合 計	622

2 資料の収集

団体貸出用教材保有総数(令和6年3月31日現在)

	16ミリ フィルム	ビデオ	DVD	CD	パソコン ソフト	影絵	計
学校教育	4	466	346	2	1	0	819
社会教育	324	692	850	77	0	6	1,949
計	328	1,158	1,196	79	1	6	2,768

Ⅲ 条例及び関係規則等

○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例

昭和47年3月30日

条例第8号

最終改正 令和4年3月31日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、教育施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他学校教育に関する公の施設及び生涯学習センター、図書館、美術館、博物館、文学館、史料館、視聴覚センター、科学館、青少年の家、児童文化施設、教育支援センターその他社会教育に関する公の施設をいう。

(設置)

第3条 市は、別表第1及び別表第2のとおり教育施設を設置する。

(使用の許可)

第3条の2 社会教育に関する公の施設(以下「社会教育施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用の許可を行わせる社会教育施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 社会教育施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 社会教育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会教育施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第3条の3 教育委員会は、前条第1項の許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(使用料及び手数料)

第4条 市は、別表第3の左欄に掲げる教育施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表中欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免等)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。

(使用の制限等)

第6条 教育委員会は、社会教育施設の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 詐偽その他不正な手段により使用したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(教育施設の職員)

第7条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第2項の規定により、次に掲げる教育施設(指定管理者に管理を行わせる施設を除く。)に事務職員、技術職員その他の必要な職員を置く。

- (1) 生涯学習センター
- (2) 美術館
- (3) 博物館
- (4) 文学館

- (5) 史料館
 - (6) 視聴覚センター
 - (7) 科学館
 - (8) 青少年の家
 - (9) 児童文化施設
 - (10) 教育支援センター
- (図書館協議会等)

第8条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

- 2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。
- 3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ30人以内、20人以内及び20人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者)

第9条 教育委員会は、社会教育施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会教育施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

- 第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。
- 2 前項に規定する申請があったときは、教育委員会は、事業計画書の内容、事業計画書に従い社会教育施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会教育施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育施設の維持管理に関すること。
- (2) 社会教育施設の使用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い社会教育施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会教育施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、教育施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(罰則)

第11条 詐偽その他不正な手段により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

付 則

1～6 略

(八幡西図書館の管理に係る指定管理者の指定に関する特例)

- 7 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成22年北九州市条例第4号)による改正後の別表第2に規定する北九州市立八幡西図書館(以下「八幡西図書館」という。)の管理をその供用開始の日から指定管理者に行わせようとする場合においては、第9条の2の規定にかかわらず、教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第2項の規定に基づき八幡西図書館の整備等を行う民間事業者を指定管理者として指定するものとする。

別表第2 (第3条関係)

社会教育関係

施設の種類	目的又は事業	名 称	位 置
図 書 館	図書館法第2条の定めるところによる。	北 九 州 市 立 中 央 図 書 館	北九州市小倉北区城内4番1号
		北 九 州 市 立 子 ども 図 書 館	北九州市小倉北区城内4番1号
		北 九 州 市 立 門 司 図 書 館	北九州市門司区老松町3番3号
		北 九 州 市 立 小 倉 南 図 書 館	北九州市小倉南区若園四丁目1番60号
		北 九 州 市 立 若 松 図 書 館	北九州市若松区本町三丁目11番1号
		北 九 州 市 立 八 幡 図 書 館	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番1号
		北 九 州 市 立 八 幡 西 図 書 館	北九州市八幡西区岸の浦二丁目2番1号
		北 九 州 市 立 戸 畑 図 書 館	北九州市戸畑区新池一丁目1番1号
視聴覚センター	視聴覚機器等の活用により、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図る。	北 九 州 市 立 視 聴 覚 セ ン タ ー	北九州市八幡西区相生町20番1号

別表第3(第4条関係)

2 社会教育関係

施設の種類	使用料及び手数料		備考
	資料の複写手数料	1枚につき 10円	
図 書 館	駐車場使用料	小倉南図書館	駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円以内で教育委員会が定める額
		八幡図書館	
		八幡西図書館	

○北九州市子ども読書活動推進条例

平成 27 年 7 月 3 日

条例第 39 号

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身に付ける上で極めて重要です。

子ども時代は、非常に短く貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切にし、全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては、平成 13 年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成 18 年に策定された北九州市子ども読書活動推進計画及び平成 23 年に策定された北九州市子ども読書プランに基づいて子どもの読書活動が推進され、一定の成果をあげてきました。

しかし、この間にも子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題があります。これらの課題の解決のためには、子どもが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身に付けることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備することにより、子どもの生きる力を育み、「読書好きな子ども日本一」を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、おおむね 18 歳以下の者をいう。

2 この条例において「子どもの読書活動」とは、読書及び子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいう。

3 この条例において「学校」とは、本市が設置する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいう。

4 この条例において「学校司書」とは、学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)第 6 条第 1 項に規定する学校司書をいう。

(基本理念)

第 3 条 子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要であることに鑑み、本市の全ての子どもが、あらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うこ

とができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 子ども読書活動推進計画

(子ども読書活動推進計画の策定)

第6条 市は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための基本方針及び基本目標
- (2) 子どもの読書活動の推進のための施策及び目標値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(意見の聴取等)

第7条 市は、推進計画を策定しようとするとき又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、第17条第1項の北九州市子ども読書活動推進会議(次条において「推進会議」という。)の意見を聴かななければならない。

2 市は、推進計画を策定したとき又は推進計画の変更を行ったときは、速やかに公表しなければならない。

(進捗管理)

第8条 教育委員会は、推進計画に定める施策の実施状況等について、毎年度、推進会議に報告するとともに、その評価を受けるものとする。

第3章 子ども図書館

(子ども図書館の設置)

第9条 市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による子どもの読書活動の推進に関する取組の拠点となる施設として、子ども図書館を設置するものとする。

2 子ども図書館は、学校における読書教育全般への助言、学校図書館業務に関する相談及び助言並びに学校司書、学校図書館法第5条1項に規定する司書教諭等の資質向上を図る研修の実施その他の学校における子どもの読書活動の充実に関する支援(次条において「学校図書館支援センター事業」という。)を行うものとする。

(事業)

第10条 子ども図書館は、学校図書館支援センター事業のほか、子どもの読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進計画に定められた事業
- (2) 図書、資料及び情報の収集及び提供
- (3) 図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実に関する支援

- (4) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援
- (5) 子どもの読書活動に係る啓発
- (6) 子どもの読書活動に係る調査研究
- (7) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4章 家庭、地域及び学校の取組等

(家庭での取組)

第11条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境を作ることに努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭での取組を支援するため、子どもの読書活動の普及及び啓発を行うものとする。

(地域での取組)

第12条 市、子どもの読書活動の推進に関わる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。)、ボランティア団体等は、地域において互いに協力して、子どもの図書館の積極的な利用を促進するとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(学校の取組)

第13条 学校は、子どもの読書活動の推進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための年間指導計画の策定
- (2) 学校図書館の常時開館
- (3) 学校図書館資料を活用する学習活動、読書に親しむ活動等の実施及び充実

2 特別支援学校等は、教育上特別な支援を要する児童及び生徒の読書活動について、障害の種類及びその程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

(連携体制の整備)

第14条 市は、前3条に規定する家庭、地域及び学校での取組を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関わる機関等が互いに緊密に連携することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5章 学校図書館及び図書館の整備

(学校図書館の整備)

第15条 教育委員会は、学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 図書及び資料の整備
- (2) 蔵書を検索するためのデータベースの整備
- (3) 子どもが楽しく読書に親しむことができる館内環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(図書館の整備)

第16条 市は、良質な図書の収集及び提供、子どもの読書活動についての相談に応じる体制の整備、中学・高校生向けの図書の充実等子どもがいつでも読書に親しむことができる機能を図書館に整備す

るものとする。

2 市は、特別な支援を要する子どもへの図書館奉仕のため、必要な施設の整備等に努めるものとする。

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(1) 子どもの読書活動の推進に関すること。

(2) 推進計画に関すること。

(3) この条例の見直しに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項

3 推進会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。

6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 雑則

(条例の見直し)

第18条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の施策がこの条例の趣旨に沿って推進されているかどうかを評価し、この条例の必要な見直しについて検討を行うものとする。

2 前項の見直しに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条、第17条及び第18条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第34号で平成27年8月1日から施行)

○北九州市立図書館規則

昭和 47 年 4 月 1 日
教委規則第 9 号

最終改正 令和 4 年 6 月 17 日教委規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立図書館(以下「図書館」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

第 3 条 削除(昭 50 教委規則 11)

(図書館奉仕)

第 4 条 図書館奉仕は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 館内利用
- (2) 館外貸出し
- (3) 分館の設置
- (4) 貸出し文庫
- (5) 図書館資料の複写
- (6) 参考調査業務

(館内利用)

第 5 条 図書館資料(書庫に保管するものに限る。)又は視聴覚資料を館内で利用しようとする者は、館長が定める方法により申し出なければならない。

(平 24 教委規則 4・全改)

第 6 条 館内で図書館資料を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内の所定の場所で利用すること。
- (2) みだりに騒音を発する等他人の読書又は研究に支障を及ぼす行為をしないこと。
- (3) みだりに飲食をしないこと。

(館外貸出し)

第 7 条 館外貸出しを受けることができる者は、北九州市内若しくは北九州市と図書館の利用に関し地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 4 4 条の 3 第 2 項に規定する協議をした市町村内に居住し、又は北九州市内の学校に在学し、若しくは北九州市内の事業所等に在職する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第 8 条 館外貸出しを受けようとする者は、図書館カードによらなければならない。

2 図書館カードは、図書館カード申込書に所要事項を記載して住所、在学又は在職を証する書面を添えて係員に提出し、その交付を受けるものとする。

3 図書館カードの有効期限は、発行の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、図書館カード申込書の記載事項等に著しい変更がないときは、有効期限を延長することができる。

4 館外貸出しを受けて利用できる図書館資料の数は、館長が別に定める。

第 9 条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 寄託図書
- (3) 参考図書(辞書、書目、人名簿、年鑑及び統計書の類)
- (4) その他館長が特に指定した図書館資料

第10条 館外貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料は、貸出しの日から起算して2週間以内に返還すること。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 図書館資料を転貸しないこと。

第11条 館長は、館外貸出しを受けた者が返還の期限までに図書館資料を返還することを怠ったときは、一定の期間貸出しを停止することができる。

(分館の設置)

第12条 分館を次のとおり設置する。

- (1) 北九州市立門司図書館新門司分館 北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号
- (2) 北九州市立門司図書館大里分館 北九州市門司区高田二丁目2番18号
- (3) 北九州市立小倉南図書館曾根分館 北九州市小倉南区下曾根四丁目22番1号
- (4) 北九州市立若松図書館島郷分館 北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号
- (5) 北九州市立八幡図書館折尾分館 北九州市八幡西区堀川町5番23号
- (6) 北九州市立八幡図書館八幡南分館 北九州市八幡西区茶屋の原一丁目6番1号

(貸出し文庫)

第13条 貸出し文庫の場所は、館長が定めて適当な方法により市民に周知するものとする。

(図書館資料の複写)

第14条 図書館資料の複写は、館長が特に認めるものに限るものとする。

(図書館資料の紛失等の賠償)

第15条 図書館資料を利用する者は、これらを紛失し、又はき損し、若しくは甚だしく汚損した場合には、現品又は館長が指定する代品をもって賠償しなければならない。

(駐車場使用料)

第16条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。)別表第3の2 社会教育関係の表の図書館の駐車場使用料に係る教育委員会が定める額は、駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円とする。

(図書館協議会)

第17条 北九州市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 協議会の庶務は、北九州市立中央図書館で処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(指定管理者に管理を行わせようとする図書館等の公表)

第18条 教育長は、図書館について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする図書館、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例付則第7項の場合においては、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第19条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第20条 教育長は、図書館について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する図書館の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに教育長に提出しなければならない。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付則

1～5 略

(中央図書館企救分館の位置に関する特例)

6 平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間は、第12条第4号中「北九州市小倉南区若園五丁目1番5号」とあるのは、「北九州市小倉南区春ヶ丘10番5号」とする。

別表(第2条関係)

区 分		開館時間	休 館 日	備 考
中央図書館 子ども図書館 門司図書館 若松図書館 戸畑図書館		午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当た るときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日 (3) 館内整理日	(1) 「休日」とは、国民 の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178 号)に規定する休日 をいう。 (2) 教育長が特に必要 があると認めるとき は、開館時間若しく は休館日を変更し、 又は臨時に休館日 を指定することができる。
小倉南 図書館	駐車場以外 の部分	午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当た るときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前8時から 午後7時30分まで	12月29日から翌年 の1月3日までの日	
八幡 図書館	駐車場以外 の部分	午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当た るときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前9時から 午後7時30分まで	12月29日から翌年 の1月3日までの日	
八幡西 図書館	駐車場以外 の部分	午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当た るときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前8時から 午後11時まで	12月29日から翌年 の1月3日までの日	

○北九州市立図書館管理要項

(昭和 47 年 4 月 1 日)

北九州市教育施設の設置および管理に関する条例（以下、「条例」と言う。）ならびに北九州市立図書館規則（以下、「規則」と言う。）に定めるもののほか、北九州市立図書館の管理運営に関し必要な事項を、次のとおり定める。

(入館の制限)

- 1 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、もしくは退館を命ずることができる。
 - (1) 6歳未満の幼児で、付き添いがない者
 - (2) めいていしている者
 - (3) 図書館資料を汚損し、もしくは他人の迷惑となるおそれのある物品または動物の類を携行する者
 - (4) 管理上必要な指示に従わない者
 - (5) その他管理上支障があると認める者

(利用の承認)

- 2 館長は、次の各号の一に該当するときは、図書館の利用を承認しない。
 - (1) 風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 建物、設備もしくは図書館資料をき損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他管理上支障があると認めるとき。
- 3 館長は、管理上必要があると認めるときは、図書館利用の承認について条件をつけることができる。
- 4 学習室やセミナー室、ロビー等の図書館施設を利用できるのは、図書館の主催・共催事業（教育委員会の主催事業を含む）に限る。ただし、中央図書館長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(手数料の前納)

- 5 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、条例に定める手数料を前納しなければならない。

(手数料の減免)

- 6 条例第 5 条の規定により複写手数料を減免することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 国または地方公共団体の用に供する場合
 - (2) 公益上その他、市長が特に手数料を減免する必要があると認める場合

(手数料の不返還)

7 既納の手数料は返還しない。

(利用地位の譲渡等の禁止)

8 利用者は、図書館を利用する地位を譲渡もしくは転貸または館長の承認なくして承認目的以外の目的に利用することはできない。

(利用承認の取消し)

9 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の承認を取消しまたは停止もしくは条件を変更することができる。

- (1) 条例、規則または要項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (3) 建物、設備または図書館資料をき損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

10 上記の規定にもとづく利用の承認の取消しまたは停止もしくは条件の変更によって利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

11 利用者は、利用が終わったときまたは9の規定により利用承認の取消しもしくは利用の停止を受けたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(職員の立ち入り)

12 利用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

13 利用者が、建物および設備を滅失またはき損したときは、市の認定にもとづき、その損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

14 図書館に関する諸様式は、中央図書館長が別にこれを定める。

付則省略

○北九州市立視聴覚センター管理規則

昭和 50 年 11 月 1 日

教委規則第 15 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立視聴覚センター（以下、「視聴覚センター」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 開館時間は、午前 9 時から午後 5 時 15 分までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(利用者の範囲)

第 4 条 視聴覚教材、教具及び機械（以下「資料等」という。）を利用できる者は、市内に居住し、又は市内の学校に在学し、若しくは市内の事業所等に在職する者とする。

ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(館内利用)

第 5 条 館内で資料等を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 係員の指示に従って慎重に利用し、利用の承認を受けたもの以外は利用しないこと。

(2) 館内の所定の場所で利用すること。

(3) 他人の利用に支障を及ぼす行為をしないこと。

(館外利用)

第 6 条 館外で資料等を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 転貸しないこと。

(2) 教育的、文化的目的以外には使用しないこと。

(損害の弁償)

第 7 条 資料等を利用する者が、資料等を紛失し、又は著しく汚損し、若しくはき損した場合は、現品又は金銭をもって損害を弁償しなければならない。

(貸出しの停止)

第 8 条 館長は、貸出しを受けた者が、この規則に違反した場合には、資料等の貸出しを停止することができる。

(委任)

第 9 条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

付則省略

○北九州市立視聴覚センター管理要項

(昭和 50 年 11 月 1 日)

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例並びに北九州市立視聴覚センター管理規則に定めるもののほか、北九州市立視聴覚センターの管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(入館の制限)

1. 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 視聴覚教材、教具・機械（以下「資料等」という。）を汚損し、又は他人の迷惑となる恐れのある物品又は動物の類を携帯する者
 - (2) 酩酊（めいてい）している者
 - (3) 管理上必要な指示に従わない者
 - (4) その他、管理上支障があると認められる者

(貸出手続)

2. 資料等を館内で利用する者は、利用申込書を提出すること。
3. 資料等の貸し出しを受ける者は、利用申込書に貸出機器操作認可証を添付して提出すること。ただし、特に館長が必要と認めたときはこの限りではない。

(貸出数量等)

4. 1 回の貸出数量、貸出期間は別表のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の不承認)

5. 館長は、次の各号の一に該当するとき視聴覚センターの利用を承認しない。
 - (1) 風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 建物設備もしくは視聴覚資料を毀損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用の条件)

6. 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて承認することができる。

(利用承認の取り消し)

7. 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は停止、若しくは条件を変更することができる。
 - (1) 条例又は規則に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
 - (3) 建物、設備又は資料等を毀損するおそれがあるとき。
 - (4) その他管理上支障があるとき。

8. 前項の規定にもとづき利用の承認を取り消し、又は停止、若しくは条件の変更によって、利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

9. 利用者は利用が終わったとき、又は7の規定により利用の承認の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

10. 利用者が建物および設備を滅失又は、毀損したときは市の認定にもとづきその損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

11. 視聴覚センターに関する諸様式は、館長が別にこれを定める。
付則省略

別表

類	名 称	数 量	期 間
教材等	16ミリ映画フィルム	5本以内	8日以内
	ビデオテープ・DVD		
	CD・録音テープ		
	影絵・パソコンソフト		
機材等	16ミリ映写機	1台	
	プロジェクター		
	ビデオ・DVDデッキ		
	スクリーン		
	OHP・OHC		
	ワイヤレスアンプ		

○図書館法

昭和25年4月30日

法律第118号

最終改正 令和元年6月7日法律第26号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

(2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

(3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

(4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

(5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

(6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

(7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

(8) 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(9) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- (1) 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- (2) 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- (3) 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- (1) 司書の資格を有する者
- (2) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの
(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例に定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- (1) 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- (2) 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第 25 条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第 26 条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第 27 条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第 28 条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第 29 条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第 25 条第 2 項の規定は、前項の施設について準用する。

[附則については省略]



北九州市の図書館

令和6年8月

発行 北九州市立中央図書館

〒803-0813 北九州市小倉北区城内4番1号

TEL 093-571-1481

FAX 093-571-1484

URL <https://www.toshokan.city.kitakyushu.jp/>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

